

水 大 第 1393 号
令和 5 年 1 月 26 日

前田建設工業株式会社
代表取締役社長 前田 操治 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

(仮称) 南あわじ風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法第 3 条の 7 の規定により令和 4 年 11 月 21 日付けで貴社から意見照会のあった標記の計画段階環境配慮書に関する、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第 14 条第 3 項に基づく意見は別紙のとおりである。

なお、一般及び他の関係する行政機関からの意見にも適切に対応されたい。

(仮称) 南あわじ風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に関する意見

標記事業の計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、前田建設工業株式会社が、南あわじ市内で最大出力 70,000kW 程度の風力発電施設を設置する計画であり、風況に恵まれた本地域における風力エネルギーを活用し、事業を通じて再生可能エネルギーの推進を図ることで地域貢献、地域活性化、地球温暖化対策、国のエネルギー自給率の向上に寄与することを目的として、事業を実施するとしている。

しかしながら、本事業は南あわじ市内の山地の尾根上に大規模な風力発電施設を新設するものであり、大型の風車の設置工事、土地の造成及び取付け道路の建設工事等の実施及び施設の供用にあたって、地域環境に対して重大な影響を及ぼす可能性がある。

このことから、事業計画の決定及び環境影響評価の実施にあたっては、選定した計画段階配慮事項への配慮はもとより、以下の措置を適切に講じることにより、環境への影響を回避・低減する必要がある。

1 全体的事項

- (1) 事業実施想定区域及びその周囲には、住宅等及び学校、病院その他の配慮が特に必要な施設が数多く存在しているだけでなく、本事業により環境影響が生じる可能性のある宿泊施設、美術館その他の施設（これらを以下「住宅等の配慮施設」という。）も存在することから、特に騒音及び超低周波音による影響が懸念される。また、淡路地域では国の特別天然記念物であり兵庫県の県鳥でもあるコウノトリが多く飛来し、令和 3 年から繁殖も開始している。このため、風力発電機の配置や機種によっては、地域の生活環境及び自然環境に対して複合的に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

このことを十分に認識した上で、最新の資料による調査に基づき、配慮書で選定した計画段階配慮事項をはじめとした環境要素に配慮をして事業計画の決定を行い、その過程における配慮の内容が分かるよう、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。

- (2) 方法書には、風力発電機の規模や配置、設置の工法、搬出入路等の位置、工事の実施内容など事業計画を具体的に記載すること。また、環境影響評価の調査・予測及び評価の地点等の選定にあたっては、水平距離だけではなく地形の起伏も考慮して選定をおこない、必要に応じ地点等の位置を垂直断面図も用いて方法書に表示すること。

- (3) 事業計画の決定過程や今後の環境影響評価手続において、重大な環境影響を回避又は低減ができないことが明らかになる場合には、事業規模の縮小をはじめ、その他必要な事業計画の見直しを行うこと。
- (4) 環境影響評価の実施にあたり、環境影響評価指針（平成10年1月9日兵庫県告示第28号）も踏まえ、調査等の方法を選定すること。
- (5) 災害、事故により生活環境への悪影響が生じないよう災害対策等に配慮するとともに、造成工事や伐採工事等による斜面の崩落や土砂の流出等の問題が生じないよう、安全対策を確実に実施すること。
- (6) 本事業計画及び環境影響評価の内容について、適切な機会をとらえて地域住民に対して十分説明を行うとともに、その資料及び方法書以降の図書は、結論に至った理由や根拠を明確に記載するなど地域住民に分かりやすい資料とすること。また、事業を進めるにあたっては地域住民の理解を得るよう最大限の努力を行うこと。
- (7) インターネットでの図書の公表にあたっては、法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供に努めること。
- (8) 大規模な再生可能エネルギー施設の導入にあたっては、地域との共生が重要であることから、地域の活性化への貢献を検討すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音について、環境の保全と創造に関する条例に基づく規制基準（平成8年3月29日兵庫県告示第542号）別表第6の2に定める騒音の規制基準を遵守するとともに、風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成29年5月26日環境省水・大気環境局長通知）も踏まえ、事業実施想定区域及びその周囲の住宅等の配慮施設の最新の状況を把握した上で、騒音等の影響を受ける住宅等の配慮施設からの離隔距離を十分に設ける等の配慮を行った事業計画とすること。

イ 施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音について、事業実施想定区域の近隣に既存の大規模風力発電施設が稼働しているため、その累積影響を十分に考慮して、事業計画の決定及び環境影響評価を実施すること。

(2) 地形及び地質

地形改変に伴う重要な地形及び地質への影響について、事業実施想定区域には「兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）」に掲載されている重要な地層が存在するため、直接改変を避ける等の配慮を行った事業計画とすること。

(3) 水質

造成等の施工に伴う水質への影響について、事業実施区域には農業用水源として利用される柿木谷池が存在し、風力発電機の設置予定範囲の直下には水道水源も存在することから、工事の実施にあたり沈砂池の設置など水の濁りに十分に配慮をした事業計画とするとともに、地下水を含めた流域の水量、水質への影響も十分に考慮した事業計画の決定及び環境影響評価を実施すること。

(4) 動物・植物・生態系

ア 施設の稼働に伴う動物への影響について、地域の状況を把握する文献や有識者からの情報収集を行い、鳥類の飛行ルートや利用状況の最新状況を確認し、バードストライクの危険性が高いエリアへの配置を避ける等の配慮を行った事業計画とすること。特に、コウノトリは、人と共生する野生復帰に向けた取り組みが世界的に注目されるなか、主導する兵庫県での飛来地、定着地及び繁殖地の形成・拡大に、施設の稼働に伴う影響が生じないよう留意をすること。

イ 施設の稼働に伴う動物への影響について、特に鳥類は、渡りのルートと高度に留意をして調査を実施すること。

ウ 土地の造成及び搬出入路等の設置による生息環境の改変に伴い、貴重な動物への影響が生じないよう留意をすること。また、シカやイノシシの出没増加による地域への被害をもたらす可能性があるため、生息状況を把握し、地域への影響に配慮した事業計画とすること。

(5) 景観

ア 地形の改変及び施設の存在に伴う景観への影響について、景観の形成等に関する条例（昭和 60 年 3 月 27 日条例第 17 号）に基づく特定建築物等景観基準を遵守するとともに、搬出入路等の設置による地形の改変も含めて、近隣の眺望点からの影響を可能な限り低減した事業計画とすること。

イ 施設の存在に伴う景観への影響について、事業実施想定区域の周囲に複数地点の眺望点を選定し、複数方向からの環境影響評価を実施すること。

(6) その他

ア 事業実施想定区域には、埋蔵文化財包蔵地が存在しているため、配慮した事業計画とするとともに、開発にあたっては事前手続等が必要となることに留意すること。

イ 風力発電機の設置予定範囲には保安林及び砂防指定地が存在しており、加えて事業実施想定区域には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域も存在している。関係機関との協議を行い、風力発電機や搬出入路等の設置が可能かなどの検討結果を踏まえた上で、方法書以降の事業計画を決定すること。